

平成 19 年 10 月 25 日

当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）の導入に関する補足説明

当社は、「当社株式の大量取得行為への対応策（買収防衛策）の導入について」を平成 19 年 10 月 25 日に開示し、同年 11 月 28 日開催予定の第 8 期定時株主総会において、これを議案として上程することと致しております。本日現在、当社が当社株式の不適切な大量取得買付の脅威に直面している事実はありませんが、当社の企業価値・株主様の共同の利益を害するような不適切な企業買収に対しては、適切な対応策を講ずることが、当社の企業価値・株主様の共同の利益を向上させるために必要不可欠であると判断しました。

今回、上記買収防衛策（以下「本プラン」）について、補足説明として、下記の通り Q & A の形でお答えさせていただきます。

Q1. 本プランの目的は？

当社が、中長期的な企業価値向上に集中的に取り組む、株主様の共同の利益を向上させるためには、不適切な企業買収に対して、相当かつ適切な対応策を講ずることが、必要不可欠と判断したためです。

不適切な企業買収とは、中長期的な観点から当社の企業価値・株主様の共同の利益を毀損するような企業買収をいい、具体的には、会社の資産の切り売りを目的とするものや、会社にとって必要不可欠な顧客・取引先・従業員などのステークホルダーとの関係を破壊するもの、買収後の経営計画等を提示せずに突然買収を開始するなど、株主様・当社取締役会が買収に応じるか否かを検討するための十分な機会を排除するもの等を指します。

Q2. 本プランの概要はどのようなものか？

本プランの概要は、以下のとおりです。なお、末尾添付の別紙にて、フローチャートを記載しております。

本プランは、平成 19 年 11 月 28 日開催予定の第 8 期定時株主総会において、買収防衛策を株主総会の決議により導入できるとする定款変更議案、及び本プラン導入の議案につき、ご承認いただくことを条件に発効します（本プランが発効しても、買収者が現れない限り、株主様に直接具体的な影響を及ぼす事象は何も生じません）。

本プランが発効しましたら、ただちに独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の社外取締役、社外監査役または当社の取締役会から独立している有識者（弁護士、公認会計士、不動産業務または投資業務に精通する者など）のいずれかから当社取締役会によって選任された、3名以上の委員を構成員とするもので、買収者が現れた際に、その買収が当社の企業価値・株主様の共同の利益を害するような不適切な買収か否かや、本プランの発動の要否等を判断し、当社取締役会に勧告を行なう機関です。

当社株式の議決権割合の20%以上を買い付けようとする買収者が現れた場合、当該買収者には、買付けの開始前に、当該買収者の企業情報、財務情報、買収後の当社の経営方針や事業計画等、株主様と当社取締役会が当該買収者による買収が当社企業価値、株主様共同の利益を毀損するものか否かを判断するために必要な情報を当社取締役会と独立委員会に提出していただきます。

独立委員会は、必要に応じ、当社取締役会に対しても、買収者による経営計画等に対する代替案等を提出するよう求めることがあります。

独立委員会は、買収者、当社取締役会から情報を受領した後、これらを検討、精査し、株主の皆様が必要に応じてこれらの情報を開示します。

独立委員会は、買収者が本プランに定められた手続を遵守しないとき、または当該買収が当社の企業価値・株主様の共同の利益を害するような不適切な買収であると判断したときなどには、本プランの発動を当社取締役会に勧告します。ただし、このような事情がないときには、当社取締役会に対し、本プランの不発動を勧告します。

当社取締役会は、この独立委員会の勧告を受けその内容を最大限尊重して、本プランの発動または不発動を決定します。

本プランを発動する場合、当社取締役会は、取締役会が別途定めた日における株主名簿に記載された株主様あてに、発行済株式数（平成19年8月31日時点では247,723株）に対し、750,000個を上限として、取締役会が定める割合で新株予約権を無償で割り当てます。なお、この新株予約権の割当ては、複数回にわたることがあります。

新株予約権の割当てを受けた株主様（買収者以外）は、当社取締役会が定める期間内に行使金額（1円）を払い込むことにより、新株予約権1個あたり当社株式1株の割当てを受けることができます。

ただし、当社は の行使金額の払い込み期間の開始前に、当社取締役会の決定により、買収者以外の当社株主様との間では、 の新株予約権1個と当社株式1株とを交換し（この場合は株主様からの金銭の払込みは不要です）、買収者との間では、 の新株予約権1個と当社株式以外の財産として取締役会であらかじめ決定したものを交換することができます。

または のいずれであっても、買収者の持株数は変化しないのに対し、買収者以外の株主様は、 で取締役会が定める新株予約権の交付割合により、持株数が2倍から最大で4倍近くになることとなりますので、買収者の持株割合は相対的に低下することとなります。買収者を除く株主様の中では、持株割合に変化が生じることはありません（ただし、 で新株予約権の行使手続を行なわなかった株主様や、非居住者で本プラン上新株予約権を行使することができないこととされている株主様につきましては、新たな株式が交付されない結果、持株割合が低下することとなります）。

Q3. 本プランにおいて新株予約権が発行されることはあるのか？

将来、当社株式の20%以上を取得しようとする買収者が現れ、独立委員会が不適切な買収行為と判断して本プランの発効を勧告した場合であって、当社取締役会がこれを受けて上記Q2- でご説明した新株予約権の無償割当てを決議した場合には、新株予約権がその決議において定められた割合によって、株主様に割り当てられることとなりますが、Q2の でご説明いたしましたとおり、これによって買収者以外の株主様について不利益な事象が生じることは基本的にございません。

Q4. 本プランが株価へ影響を与えることはないのか？

第一に、本プランは、平成19年11月28日開催予定の第8期定時株主総会において株主様のご承認があつて発効しますが、本プランが発効しましても、即座に新株予約権の無償割当てが行われるわけではありませんので、本プランの導入が株主の皆様へ直接的な影響を生じさせることはございません。

第二に、買収者が登場した後、この買収を不適切と判断した独立委員会の勧告を受けて当社取締役会が本プランが発動しますと、新株予約権が株主様に無償で割り当てられます。この新株予約権無償割当てによって発行された新株予約権が株主様による行使された場合(上記Q2-__をご参照下さい)または当社取締役会の決定により当社株式等に対価として取得された場合(上記Q2-__をご参照下さい)、発行済株式総数が2倍から最大で4倍近くにまで増加しますので、株価は相応の変動を受けると思われますが、当該買収者以外の株主様につきましては、保有する当社株式数が同様の割合で増加いたしますので、全体で考えた場合、当該買収者以外の株主様がお持ちの当社株式の価値に、影響はないものと考えております。

Q5. 本プランの有効期間はどの程度なのか？

本プランは、平成19年11月28日開催予定の第8期定時株主総会において、株主様のご承認があって発効しますが、この有効期間は、原則として1年後の第9期定時株主総会終結のときまでとなります。そのため、来期以降については、本プランあるいは他の買収防衛策を継続して導入する場合は、あらためて株主様のご意思を確認することとなります。

Q6. 独立委員会の委員候補者はどのような人物か？

独立委員会の委員は、3名以上で、公平で客観的な判断ができる当社社外取締役、当社社外監査役、または当社の取締役会から独立している有識者(弁護士、公認会計士、不動産業務または投資業務に精通する者など)のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任することとしています。なお、独立委員会は、当社の企業価値・株主様の共同の利益を守るとの観点から、株主様の立場に立って、客観的に本プランの発動・不発動を検討するものです。

Q7. 本プランが取締役の自己保身に用いられてしまうことはないのか？

当社は、企業価値・株主様共同の利益を確保・向上させるため、中長期的に事業の拡大・強化を図るべく、様々な戦略を遂行しております。当社に対する不適切な買収行為は、かかる戦略の遂行を困難とすることにより、当社企業価値、株主様共同の利益の確保、向上を阻害するものであり、本プランは、かかる不適切な買収行為の成功を未然に防止することにより、当社企業価値、株主様共同の利益の確保、向上に資す

るという目的のために導入されるものであり、それ以外の目的を有するものではございません。そのため、本プランの発動の対象となる買収行為につきましても、上記のような不適切なものとして具体的に類型を定めており、そのような類型に該当するもの以外については本プランの発動は認められないこととなっております。

また、本プランの発動につきましては、独立委員会が買収者および当社取締役会から提供されたものをはじめとする様々な資料や情報を検討し、客観的な判断基準をもとにして、株主様の立場に立って発動・不発動を慎重に検討のうえ、当社取締役会に勧告し、当社取締役会は、これを最大限尊重することになっております。このように、本プランは、その発動の要件に加え、発動の要件の該当性を判断する手続においても、取締役の自己保身等、濫用的な運用がされないように設計されております。

以 上

別紙

【本プランの手続きの流れ】

